お世話になっております。

療養費支給申請書、鍼灸施術に係る回答書の作成、送付を

いただき、ありがとうございました。

回答書を拝見しましたところ、今回の施術について健康

保険適用の療養費としての支給決定判断をする上で、疑義

が生じました。

鍼灸は慢性病であって医師による適当な治療手段のない

もので、医師が認めた場合に限り健康保険の療養費が

認められます。

 一方、整・接骨院で健康保険の利用ができるのは、急性

の外傷性があきらかな負傷についてです。

11月の柔道整復施術療養費支給申請書、鍼灸療養費支給

申請書、ほくとクリニックの診療報酬明細書を見ますと、

整骨院　腰部捻挫　11月2、18日施術

ほくとクリニック　11月13日受診 腰痛症：鍼灸同意書交付

鍼灸治療室　腰痛症　11月21、22、26日施術

となっております。

同月で同部位について整骨院では急性、鍼灸では慢性という

矛盾が生じます。

整骨院では「骨盤のゆがみ」に対して施術とのご回答ですので、

こちらは急性の外傷性があきらかな負傷ではないということに

なると思われます。

したがいまして、整骨院での腰痛症の施術については、健康保

険適用が認められませんので、申請書を整骨院へ返戻します。

（12月の整骨院からの請求の申請書は未着ですが、同様に通っ

 ていますでしょうか。通っている場合、12月分も返戻します。）

整骨院、接骨院で保険適用となる施術は外傷性の負傷で、疲れや

慢性的な肩こり・腰痛、スポーツによる筋肉痛、慢性疾患による

痛みなど、あきらかな外傷性のない痛みは適用となりません。

健保だより「おげんきですか」2月号に接骨院・整骨院の利用に

ついて掲載しておりますので、ご一読下さい。

今後とも適正給付のため、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

--

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

岡村　知恵

立教学院健康保険組合

tel:：03-3985-2760

E-mail ：okamura.chie＠[rikkyo.ac.jp](http://rikkyo.ac.jp/)